

新型コロナウイルス感染症の影響により期限までに申告等をするのが困難な法人の方へ

## 法人事業税・法人県民税の申告・納付期限の延長

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、法人がその期限までに申告・納付できないやむを得ない理由がある場合には、申請していただくことにより期限の延長をすることができます(岩手県県税条例第14条第2項)。

### 1 申請方法等

原則として、災害等による期限の延長申請書を申告・納付期限までに提出することが必要ですが、期限までに提出が困難な場合で、次の(1)又は(2)により、申告書を提出した場合には、期限の延長申請書の提出が申告と同時にあったものとして取り扱います。

#### (1) 申告書を書面で提出する場合（窓口・郵送）

申告書の右上の余白に、「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載のうえ、税務署に提出した「法人税申告書」の写しを申告書に添付してください。

#### (2) 申告書をeLTAXで提出する場合（電子申告）

税務署に提出した「電子申告及び申請・届出による添付書類送付書」の写しを電子申告に添付してください。

※ 申告書により提出した場合の申告・納付期限は申告書提出日となりますので、御注意ください。

### 2 延長の対象となる法人（申告ができないやむを得ない理由に該当するケース）

次のような方々がいることにより通常の業務体制が維持できないことや、事業活動を縮小せざるを得ないこと、取引先や関係会社においても感染症による影響が生じていることなどにより決算作業が間に合わず、期限までに申告が困難なケースなどが該当します。

(1) 法人の役員や従業員、関与税理士等に新型コロナウイルス感染症に感染した方がいること。

(2) 体調不良により外出を控えている方がいること。

(3) 平日の在宅勤務を要請している自治体にお住まいの方がいること。

(4) 感染拡大防止のため企業の勧奨により在宅勤務等をしている方がいること。

(5) 感染拡大防止のため外出を控えている方がいること。

上記以外の場合にあっても、新型コロナウイルスの影響によると認められる場合は、法人税の取扱いに準じて、個別に申告・納付期限の延長が認められます。

詳しくは、お近くの広域振興局まで

広域振興局	電話番号	広域振興局	電話番号
盛岡広域振興局県税部	019-629-6543	宮古地域振興センター県税室	0193-64-2212
県南広域振興局県税部（奥州）	0197-22-2822	大船渡地域振興センター県税室	0192-27-9917
花巻県税センター	0198-22-4914	県北広域振興局県税室（久慈）	0194-53-4986
一関県税センター	0191-26-1420	二戸地域振興センター県税室	0195-23-9216
沿岸広域振興局県税室（釜石）	0193-25-2715		

岩手県